

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 42 年 4 月に結婚してすぐに入居した社宅の隣人に勧められて、国民年金に加入した。その時以来、約 3 年ごとに転居したが、その都度、国民年金の住所変更手続きを行い、引き続き国民年金保険料を納付してきた。申立期間の国民年金保険料は、社宅に来た町内会の集金人に納付しており、納付した保険料額は記憶している。

平成 21 年 8 月に、昭和 50 年 7 月から同年 12 月までの記録が見つかったとして、国民年金保険料の納付記録が訂正されたが、その後の 3 か月の保険料が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入後、60 歳に到達するまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は 3 か月と短期間であり、当該期間の前後を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付しない特別な事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を町内会の集金人に納付したと主張しているところ、A 市役所の回答により、申立期間当時、B 市（現在は、A 市）には地区により納付組織が存在したことが確認できる上、申立人が納付していたと主張する保険料額は、申立期間当時の国民年金保険料額と一致している。

さらに、A 市役所が保管する国民年金保険料検認報告書において、申立期間直前の昭和 50 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料の納付が確認されたため、平成 21 年 8 月に、社会保険事務所が当該期間の記録を保険料の未納

から納付済みに訂正しているとともに、当該報告書では、申立人の国民年金手帳記号番号を誤記していることが確認できることを踏まえると、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月及び54年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年12月
② 昭和54年9月

私は、昭和54年10月ごろ、A市役所の国民年金担当者から「昭和49年の退職後の国民年金保険料が未納になっていることと、厚生年金保険から国民年金は続いている方がよい。」と教えてもらい、窓口担当者から示された金額を支払った。そうすると、「良かったですね。これで年金の切れ目は無くなりましたよ。」と言われた。

ところが、平成20年3月27日に、社会保険事務所で、自分の年金記録に国民年金保険料の未納月が2か月あることを知った。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年10月に国民年金の加入手続をすると同時に国民年金保険料の納付を始め、国民年金加入期間について申立期間及び厚生年金保険被保険者期間と考えられる期間を除き国民年金保険料をすべて納付するなど保険料の納付意識は高かったと考えられる上、申立期間は合わせて2か月と短期間である。

また、A市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳によると、申立人は、昭和55年6月に、それまで未納期間とされていた49年5月から同年11月までの国民年金保険料を特例納付していることが確認できる上、特例納付する際、A市役所の国民年金担当者の示した金額を特例納付したと供述しており、申立期間①及び②の合わせて2か月のみの保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月1日から16年7月1日まで

社会保険庁の記録では、平成15年10月から16年6月までの期間に係る標準報酬月額が12万6,000円となっているが、当時の給与明細書では、申立期間中は17万円の等級の保険料が控除されている。したがって、申立期間の標準報酬月額について、年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年8月13日、同年12月26日、17年8月12日及び17年12月26日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16年8月13日は21万円、並びに16年12月26日、17年8月12日及び17年12月26日は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月13日
② 平成16年12月26日
③ 平成17年8月12日
④ 平成17年12月26日

社会保険事務所で年金受給の手続を行ったところ、A社において支給されていた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないことが分かった。

申立期間の標準賞与額に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支給明細書により、申立期間①、③及び④において、その主張する標準賞与額（21万円、16万円及び16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②については、A社が提出した支給控除一覧表から、標準賞与額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立人が提出した賞与支給明細書又はA社が提出した支給控除一覧表から、平成16年8月13日は21万円、並びに16年12月26日、17年8月12日及び17年12月26日は16万円とする

ことが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成 16 年及び 17 年に関しては社会保険事務所に賞与支払届を提出していないこと、及び保険料の納付を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る 16 年 8 月 13 日、同年 12 月 26 日、17 年 8 月 12 日及び 17 年 12 月 26 日の標準賞与額（21 万円、16 万円、16 万円及び 16 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 1641

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C所における資格取得日に係る記録を昭和25年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から26年10月1日まで

私は、昭和25年4月1日にA社に入社し、社員として同社C事務所の勤務を命じられたが、厚生年金保険被保険者資格を取得したのは26年10月1日とされており、申立期間が未加入となっている。

同時に入社した同僚は昭和25年4月1日に被保険者資格を取得しており、私の厚生年金保険被保険者取得日も同日であることが正当であるので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録、B社が保管する申立人に係る人事カード、同社が作成した在籍証明書、及び同期入社同僚の供述等から判断すると、申立人が、申立期間においてA社C所に社員として勤務していたことが認められる。

また、B社は、「給与計算は本社で行っており、正社員として採用された者は一律に厚生年金保険料を控除されていたものと推測する。」と回答している上、申立人と同期に入社した複数の同僚が昭和25年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社C所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる同年齢、かつ、同期入社と同僚の標準報酬月額の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録（昭和42年5月26日）及び資格取得日（昭和43年9月3日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月26日から43年9月3日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

当時の社会保険事務全般を担当していた者にも確認したところ、任期の途中で厚生年金保険被保険者資格の喪失及び再取得の手続を行ったはずはないと証言しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した株主総会議事録及び同事業所に係る法人登記、並びに同事業所の当時の社会保険事務担当者等の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同事業所の監査役として継続して勤務していたことが認められる。

また、当該法人登記により申立人と同時期に当該事業所において勤務していたことが確認できる二人の取締役及び一人の監査役については、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、いずれも申立期間に係る被保険者記録が継続していることが確認できる上、申立人が申立期間当時に当該事業所において社会保険事務を担当していたとして名前を挙げた者は、「申立期間当時、申立人は、A社において常勤の監査役として途中退社も無く継続して勤務していたことを憶えており、給与から厚生年金保険料を控除していたはずであり、申立期間当時は、会社の経営

状態には問題はなかったと記憶している。」と供述している。

さらに、当該被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が確認でき、連絡が取れた二人の同僚のうち、一人は、「申立人は結婚後すぐに入社し、一般事務員を経て監査役に就任したことを記憶している。私の在職中の昭和 35 年 7 月から 42 年 8 月までの期間に申立人が長期休暇を取っていたことや、いったん退職した記憶は無い。」と供述しており、他の一人は、「私が入社した昭和 42 年 2 月には、申立人は既に監査役として勤務していたことを憶えており、私の退職時（昭和 49 年 3 月）まで継続して勤務していた。」と供述している。

加えて、A社の事業主は、「申立人は昭和 36 年に入社後、当社が提出した株主総会議事録に記載のとおり、40 年 10 月以降は常勤役員として監査役及び取締役役に就任しており、申立期間のみ厚生年金保険料を給与から控除しなかったことは考え難い。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 42 年 4 月及び 43 年 9 月の社会保険事務所の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間についても保険料を納付していたはずであるが、当時の関連資料は保存しておらず、その事実を立証できない。」と供述しており、事業主が申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届を提出していないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所に記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 42 年 5 月から 43 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 24 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、25 年 3 月 1 日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 4 月 1 日から 25 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間はA社B支店に勤務していた期間であり、同事業所に勤務していた時の厚生年金保険被保険者証を所持しており、同事業所で厚生年金保険に加入していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店の所在地、同僚及び仕事の内容を詳細に記憶していること、並びに申立人は「当該事業所に入社したのは、当該事業所の支店長が父親の友人であり、父親の紹介により入社し、昭和 25 年 4 月に大学に入学するために同年 2 月末に退社した。」と供述しているところ、電話番号簿（昭和 25 年 1 月 1 日現在）により、A社B支店が申立人の記憶どおりの所在地に存在していたことが確認できるとともに、当該電話番号簿には当時の支店長宅の電話番号も記載されていることから、申立期間当時、申立人が記憶している支店長がC市に居住していたことが推認できる上、同支店長の申立期間前後の厚生年金保険の被保険者記録も申立人が記憶している内容と一致しており、申立人の申立内容に矛盾は無いことを踏まえると、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないものの、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証により、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得年月日が昭和 24 年 4 月 1 日と記載されていること、及び同被保険者証は当該事業所を管轄する D 社会保険出張所（現在は、E 社会保険事務所）において発行されていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿では、申立人の被保険者記号番号が別人に払い出されており、この別人には更に別の被保険者記号番号が重複して払い出されている上、当該払出簿には被保険者記号番号の重複払出しが疑われる記号番号が多数確認され、必要な記入が無く空白のままとなっている記号番号の記入欄も散見されるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 24 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 25 年 3 月 1 日とすることが必要と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

福岡厚生年金 事案 1644

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日及び同社D工場における資格取得日に係る記録を昭和57年6月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月30日から同年7月1日まで

申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないが、A社C支店から同社D工場への昭和57年6月29日付け人事異動における被保険者資格喪失時及び同取得時の事務手続ミスによるものと思われる。当然、厚生年金保険の被保険者資格は有していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及びB社が作成した在職証明書により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和57年6月29日にA社C支店から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C支店における昭和57年5月及び同社D工場における同年7月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人の人事異動発令日が昭和57年6月29日であるなか、通常の人事異動が1日付けで行われているため、事業主は厚生年金保険被保険者資格の得喪届における手続ミスがあった可能性を認めており、事業主が資格喪失日を同年6月30日、同取得日を同年7月1日として届け、その結果、社

会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和26年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月31日から同年8月1日まで

A社に昭和25年3月21日に入社し、52年12月6日に退職したが、その間の転勤時の事務処理ミスにより、26年7月が厚生年金保険の被保険者期間として記録されていなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及びB社が提出した申立人に係る人事記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和26年8月1日にA社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C工場における昭和26年6月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和26年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年2月2日から19年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成10年2月及び同年3月は41万円、同年4月は44万円、同年5月は53万円、同年6月から12年3月までは47万円、同年4月から同年7月までは41万円、同年8月から13年2月までは44万円、同年3月は53万円、同年4月は41万円、同年5月及び同年6月は59万円、同年7月から同年9月までは44万円、同年10月から14年3月までは47万円、同年4月は44万円、同年5月は47万円、同年6月は53万円、同年7月は50万円、同年8月及び同年9月は44万円、同年10月から15年10月までは41万円、同年11月及び同年12月は44万円、16年1月は47万円、同年2月及び同年3月は50万円、同年4月から19年10月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成19年11月1日から20年3月16日までの期間については、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間において、申立人は厚生年金保険被保険者として標準報酬月額47万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を47万円に訂正する決定を行うことが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月2日から20年3月16日まで
社会保険事務所に標準報酬月額の記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給総額より低額な金額で届け出られていることが分かった。

給与明細書から社会保険事務所の記録より高額な厚生年金保険料が控除されていることが分かるので、申立期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年2月2日から20年3月16日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、年金記録確認第三者委員会では、社会保険事務所の保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金保険法又は厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律、保険料徴収権が時効により消滅していない期間については、厚生年金保険法に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成10年2月2日から19年11月1日までの期間については、社会保険事務所の保険料徴収権が時効により消滅した期間であり、19年11月1日から20年3月16日までの期間については、当該保険料徴収権が時効により消滅していない期間である。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された賃金台帳により、平成10年2月から19年10月までの期間について、保険料控除額に見合う標準報酬月額が当該期間の全期間にわたって社会保険事務所が記録している標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳において確認できる総支給額及び保険料控除額から、平成10年2月及び同年3月は41万円、同年4月は44万円、同年5月は53万円、同年6月から12年3月までは47万円、同年4月から同年7月までは41万円、同年8月から13年2月までは44万円、同年3月は53万円、同年4月は41万円、同年5月及び同年6月は59万円、同年7月から同年9月までは44万円、同年10月から14年3月までは47万円、同年4月は44万円、同年5月は47万円、同年6月は53万円、同年7月は50万円、同年8月及び同年9月は44万円、同年10月から15年10月までは41万円、同年11月及び同年12月は44万円、16年1月は47万円、同年2月及び同年3月は50万円、同年4月から19年10月までは47万円とすることが妥当である。

なお、平成10年2月から19年10月までの申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与計算事務の誤りを

認めている上、給与明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が当該期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書及び賃金台帳で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 19 年 11 月 1 日から 20 年 3 月 16 日までの期間については、社会保険庁が記録している標準報酬月額は 36 万円とされている。しかし、申立人から提出された給与明細書により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月までの期間において、申立人は厚生年金保険被保険者として標準報酬月額 47 万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、社会保険庁長官は、厚生年金保険法の規定に基づき、当該期間の標準報酬月額を 47 万円に訂正する決定を行うことが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間⑤のうち、昭和 42 年 3 月 1 日から同年 5 月 17 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 3 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を同年 5 月 17 日とし、当該期間の標準報酬月額を 2 万 4,000 円とすることが必要である。

また、申立期間⑥のうち、昭和 43 年 3 月 1 日から同年 9 月 26 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該事業所における資格取得日に係る記録を同年 3 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を同年 9 月 26 日とし、当該期間の標準報酬月額を 3 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 40 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
④ 昭和 41 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
⑤ 昭和 42 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
⑥ 昭和 43 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
⑦ 昭和 44 年 2 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 社における被保険者期間は昭和 40 年 5 月 1 日から同年 10 月 31 日までの記録のみで、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

運転手として、昭和 39 年以降、毎年、定期的に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 雇用保険被保険者記録により、申立人は、申立期間⑤のうち昭和 42 年 3 月 1 日から同年 5 月 16 日までの期間、及び申立期間⑥のうち 43 年 3 月 1 日から同年 9 月 25 日までの期間において、A社に勤務していたものと認められる。

また、当該事業所における申立人の同僚二人は、それぞれ、「申立人は昭和 40 年ごろから 43 年ごろまで季節労働者として勤務していた。当時、社会保険の加入は選択制であったが、加入を希望した場合、厚生年金保険と同時に雇用保険にも加入していた。」、「申立人は、昭和 40 年から季節労働者として勤務していた。申立人に雇用保険被保険者記録があるのであれば、厚生年金保険についても同時に加入手続を行っていたはずである。」と供述しており、これら二人の同僚は当該期間において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の申立期間と同様に、昭和 39 年から 44 年までの間に、申立事業所において複数期間の厚生年金保険被保険者資格を取得している者が 10 人確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の同僚の社会保険事務所の記録から、昭和 42 年 3 月及び同年 4 月は 2 万 4,000 円、43 年 3 月から同年 8 月までは 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡しているため不明であるが、社会保険事務所の同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、被保険者資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 42 年 3 月及び同年 4 月、並びに 43 年 3 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①から④、申立期間⑤のうち昭和 42 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間及び同年 5 月 17 日から同年 11 月 1 日までの期間、申立期間

⑥のうち 43 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間及び同年 9 月 26 日から同年 11 月 1 日までの期間、並びに申立期間⑦については、社会保険事務所の記録によれば、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡している上、申立人が名前を挙げた同僚二人は、いずれも、「申立人が勤務していた記憶はあるが、具体的な勤務期間及び厚生年金保険の適用については分からない。」と供述していることから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、公共職業安定所の記録によれば、当該期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月15日から同年11月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C支店から同社D支店に異動した際の申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、B社が提出した申立人の「社員台帳／経歴書」及び申立人の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年11月16日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和45年9月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は当時の関係資料等が保存されておらず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福岡国民年金 事案 1746

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年11月まで

私は、昭和47年10月に結婚しA市B区に居住していたが、48年4月から同年5月ごろに夫の勧めもあり、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間が未納になっているのは納得できない。

当時の家計簿は3年ぐらい前までは所持していたが、娘家族と同居した時に廃棄したので、国民年金保険料の納付を証明するものは何も残っていない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月21日に払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、社会保険庁のオンライン記録、A市B区役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳により、申立人は、同年12月15日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間直後の期間に係る国民年金保険料の領収書を所持しており、申立人が提出した昭和50年12月分の国民年金保険料領収書により、申立人は同年12月分の国民年金保険料を51年1月21日に納付したことが確認できる上、50年12月分の国民年金保険料領収書は、同年12月単独月のものであること、及びその後の期間の国民年金保険料領収書が3か月単位の

形式になっていることを踏まえると、申立人は、同年 12 月から国民年金保険料を納付し始めたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1747

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から同年 9 月まで

私は、事業所を変わっても、きちんと国民年金の切替手続きを行い、継続して国民年金保険料を納付しているのに、申立期間だけ保険料が未納とは信じられない。

国民年金保険料を納付することは義務だと思っていたので、当然、申立期間についても納付しているはずであり、納付記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 10 月ごろ A 町において払い出され、同年 9 月 12 日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることは確認できるものの、申立人は、47 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことから、同日に国民年金被保険者資格を喪失しており、それ以降、同記号番号で国民年金被保険者資格を再取得していることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、B 市役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 50 年 10 月ごろ C 町（現在は、B 市）において、上記の記号番号とは別の国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年 10 月 23 日に任意加入により国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、制度上、任意加入により払出しを受けた同記号番号では申立期間にさかのぼって国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立人の両親が申立人の国民年金保険料も含めて、世帯分としてまとめて保険料を納付していたと主張しているところ、社会保険事務所の記録により、申立人の両親については、申立期間より前の昭和 46 年 3

月に国民年金保険料の納付を終えていることが確認できる上、両親は既に死亡しており、申立期間における申立人の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

昭和 36 年から母に生活費として数千円を渡していたが、その中から母が、私の国民年金保険料を A 市役所 B 出張所に納付していると聞いたことがある。

また、昭和 39 年 6 月に結婚してからは、私又は妻が、私の国民年金保険料を A 市役所 C 出張所（D 出張所と思われる。）又は E 郵便局で納付していた。

申立期間についても、国民年金保険料を納付しているはずなので、納付記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、定期的に納付したと主張しているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 10 月 26 日に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間のうち、36 年 4 月から 39 年 6 月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和 39 年 7 月から 41 年 3 月までの期間については、上記の記号番号の払出時点では、過年度納付によってのみ国民年金保険料を納付することができる期間であるが、申立人は、1 年以上の期間の保険料をまとめて納付した記憶は無いと供述している。

さらに、申立人は、「母が私の国民年金の加入手続をし、申立期間のうち、結婚前の期間の国民年金保険料を納付しており、結婚後の期間の保険料は、私

又は妻が納付していた。」旨を主張しているところ、申立人は、申立期間当時、自身の国民年金手帳を母親から受け取った記憶が無い上、結婚後の期間については、申立人の妻も未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が納付したと主張する国民年金保険料額は、申立期間の保険料額とは相違しているなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から54年3月まで

昭和54年ごろにA市役所から国民年金の加入勧奨通知が来たので、父が、私と姉の国民年金加入手続を行うとともに、私の被保険者資格取得当初の40年2月にさかのぼって54年3月までの私の国民年金保険料として十数万円と姉の国民年金保険料として二十数万円を一括して納付したと聞いている。その後の国民年金保険料は、私の銀行口座からの振替で納付した。

私が、60歳になった時点で、国民年金保険料は完納しているものと思い、社会保険事務所に行った時に調べてもらったところ、申立期間の保険料が未納とされていた。申立期間の国民年金保険料は、父が納付していたと確信しているので、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括して納付していたと主張しているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年7月5日にその姉と連番で払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の姉についても、37年11月から52年9月までの国民年金保険料は未納となっている。

また、申立人は、父親が申立期間の国民年金保険料として十数万円を納付したと主張しているところ、当時は、第3回特例納付の実施期間中であるものの、申立人が納付したと主張する国民年金保険料額は、申立期間の特例納付に必要な国民年金保険料額と大きく相違する。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳の記録から、申立人の姉は、国民年金の被保険者資格を取得した昭和37年7月から同年10月までの国民年金保険料を55年6月に特例納付し、52年10月から54年3月までの国民年金保険料を4回に分けて過年度納付していることが確認でき、この時点で、申立人の姉は、60歳に到達するまでの期間に国民年金保険料を納付した場合の国民年金保険料納付済期間が301か月となり、国民年金の受給資格要件（300か月）を満たすことになることから、申立人の父親は、申立人の姉については、国民年金の受給資格を取得する範囲内で国民年金保険料をさかのぼって納付したものと考えられるものの、申立人については、国民年金の加入手続を行った時点で60歳に到達するまでの期間に国民年金保険料を納付した場合の国民年金保険料納付済期間が310か月となり、国民年金受給資格要件（300か月）を満たすことになることを踏まえると、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したものは考え難い。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付をしたとする父親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 11 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月から 52 年 9 月まで

昭和 54 年ごろに A 市役所から国民年金の加入勧奨通知が来たので、父が、私と妹の国民年金加入手続を行うとともに、私の被保険者資格取得当初の 37 年 7 月にさかのぼって 52 年 9 月までの私の国民年金保険料として二十数万円と妹の国民年金保険料として十数万円を一括して納付したと聞いている。その後の国民年金保険料は、私の銀行口座からの振替で納付した。

年金受給時期が来たので年金受給の裁定請求のために社会保険事務所に行き、調べてもらったところ申立期間の保険料が未納とされていた。申立期間の国民年金保険料は、父が納付していたと確信しているので、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括して納付していたと主張しているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 7 月 5 日にその妹と連番で払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の妹についても、40 年 2 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料は未納となっている。

また、申立人は、父親が申立期間の国民年金保険料として二十数万円を納付したと主張しているところ、当時は、第 3 回特例納付の実施期間中であるものの、申立人が納付したと主張する国民年金保険料額は、申立期間の特例納付に必要な国民年金保険料額と大きく相違する。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳の記録から、申

立人は、国民年金加入後の昭和 55 年 6 月に 37 年 7 月から同年 10 月までの国民年金保険料を特例納付するとともに、55 年 1 月に 52 年 10 月から 53 年 3 月までの期間、55 年 7 月に 53 年 4 月から同年 6 月までの期間、55 年 10 月に 53 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 55 年 12 月に 53 年 10 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、この時点で、申立人が 60 歳に到達するまでの期間に国民年金保険料を納付した場合の国民年金保険料納付済期間が 301 か月となり、国民年金の受給資格要件（300 か月）を満たすことになることを踏まえると、申立人の父親は、申立人の国民年金の受給資格を取得する範囲内で国民年金保険料をさかのぼって納付したものと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付をしたとする父親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 5 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 5 年 3 月まで

公務員の妻でも国民年金に任意加入ができると聞き、60 歳までの 25 年間の国民年金保険料を納付することで、年金を多くもらえと考え、昭和 45 年 2 月に国民年金に任意加入し、25 年間継続して A 市（現在は、B 市）役所年金課からの納付通知に従い保険料の納付を続け、昭和 58 年度からは保険料を前納で 4 月中に納付していた。

今回、ねんきん特別便が届いたので、社会保険事務所に外向いて納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金第 3 号被保険者期間に国民年金保険料を前納していたことに気付いた。社会保険事務所では、B 市年金課でないと正確な回答ができないとの説明があり、同市役所に出向いたところ、「国民年金第 3 号被保険者期間については、国民年金保険料の納付は不要であるが、当該期間の 7 年間に保険料納付書を送付し続けた理由については、分からない。」旨の回答であった。

平成 13 年から国民年金を受給しているので、国民年金保険料の領収書等は保管する必要が無いと思って処分したが、誤って保険料を納付していることは間違いないので、申立期間の国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の「国民年金被保険者資格取得（第 3 号被保険者該当）届書」により、当該届が昭和 61 年 4 月 15 日に A 市に提出され、同市を経由して、同年 5 月 13 日に社会保険事務所で受け付けられていること、及び社会保険庁のオンライン記録において、申立人の国民年金第 3 号被保険者への種別変更の記録が同年 4 月 1 日となっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を年度初めに前納したと主張

しているところ、申立人の主張を裏付ける記録は見当たらない上、B市役所が保管する国民年金検認報告書により作成された「年金データ納付記録」において、申立人の昭和 61 年 4 月以降の記録は、共済組合員の配偶者であることを示す「3号B」と表示されていることが確認できる。

さらに、B市役所では、第3号被保険者に対する国民年金保険料納付書はシステム上発行できないと回答していることを踏まえると、7年にも及ぶ申立期間において、行政が誤って同納付書を作成し、申立人に送付を続けるとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 9 月に国家資格の免許を取得した当時、A 市 B 区に自宅兼用で事務所を開いており、女性の集金人が事務所に来たので、国民年金保険料を 2 か月か 3 か月ごとに数回納付した記憶がある。

国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、申立期間の国民年金保険料は、その集金人に納付したと思う。

未納とされている申立期間の国民年金保険料の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市 B 区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の備考欄の記載内容等から見て、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 3 月に払い出されているものと推認されるとともに、A 市役所では、「申立期間当時、集金人である分任出納員に対し国民年金への加入申出があった場合において、申出を受けた分任出納員は、いったん市役所において国民年金手帳記号番号の払出手続を行うなど加入手続に関与していたが、国民年金保険料の収納は、国民年金手帳記号番号を払い出した後に開始していた。」と回答している。

また、申立人が所持する領収書により、昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料は、同年 7 月 18 日及び同年 10 月 7 日に分任出納員に納付していることが確認でき、申立人が集金人に保険料を納付したとの供述は、当該期間の国民年金保険料の納付に関するものと推認され、国民年金への加入の申出を受けた分任出納員が国民年金手帳記号番号の払出手続を同年 3 月に行ったものの、保険料の集金開始は同年 7 月から開始したと考えられ、申立人において申立期間の国民年金保険料を過年度納付したとの主張も無い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月

平成7年7月は、県外の会社を退職し、A市内の会社へ転職するために引っ越しをした時期であり、その時、住民票の異動及び印鑑登録を行ったが、国民年金への切替手続についても、ほぼ同時期に行ったはずである。申立期間の国民年金保険料は、後日送付された保険料納付書でA市B区C出張所に納付した。

平成13年9月末日に退職して、国民年金への切替手続をした時には、私が所持している年金手帳に7年7月の国民年金加入の記録が記載されていなかった。このため、B区C出張所の担当窓口の職員が、わざわざ同手帳に記入してくれた。その時には何も言われなかったのに、今になって申立期間の国民年金保険料が未納であるとされることには納得ができない。

なお、申立期間の国民年金保険料の領収書は受け取ったと記憶しているが、探しても見つけられなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、平成7年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年8月1日に同資格を再取得するまでの期間であり、国民年金保険料を納付するためには、国民年金への切替手続が必要であるところ、その時点において、申立人が同手続を行っていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、平成13年にA市B区C出張所において厚生年金保険から国民年金への切替手続をした際、所持する年金手帳の加入歴欄に窓口職員が国民年金被保険者資格を7年7月1日に取得し、同年8月1日に喪失した記録を追加記載したこと、及び当該手帳の住所欄にD区からA市B区Eに変更した年月を同年8月と自身で記載したことを供述しているところ、社会保険庁のオン

ライン記録により、申立期間の国民年金被保険者資格の取得及び喪失についての記録は、13年11月6日に追加されたことが確認でき、この時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 12 月まで
昭和 51 年 4 月に医院に就職したが、個人病院のため社会保険の適用が無く、親に勧められ国民年金に加入した。加入手続は母がしてくれて、国民年金保険料は母が、隣組の集金で両親の分と一緒に世話役に納付していた。隣組で同じ納付方法で納められた人の中にも、国民年金保険料が 2 年間未納の記録になっている人がいると聞いており、申立期間の国民年金保険料は、両親は納付済みになっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 1 月 27 日に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間のうち、51 年 4 月から 52 年 3 月までの期間は過年度納付によらなければ納付することはできないことから、当該期間の国民年金保険料は、集金人に納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人及び申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親において、申立期間の国民年金保険料を過去にさかのぼって納付したとの主張は無いことを踏まえると、申立人は昭和 53 年 1 月に国民年金に加入して同年 1 月の国民年金保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、申立人の国民年金への加入手続時期及び納付した金額等についての記憶は定かではなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から50年11月まで
平成21年1月に年金の受給手続をした時、国民年金保険料を納付したはずの申立期間が未納になっていることに気付いた。

申立期間の国民年金保険料を納付した時のことを思い返してみると、年金手帳は結婚前の手帳と結婚後の手帳の2冊を所持していたため、平成9年2月初めごろ、社会保険事務所で統合する手続を行った。その際、国民年金保険料の未納期間分をどうしたらよいかを担当窓口で相談したところ、「納付した方がよい。」との回答だったので、その場で未納期間の保険料を納付したことを記憶しているが、実際に納付した金額は憶えていない。

年金手帳の統合手続のため社会保険事務所に出向き、当日、未納分の国民年金保険料を納付したことは事実であるので、調査の上、申立期間について納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月15日に任意加入により払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、制度上、国民年金の任意加入被保険者が加入前の期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない上、平成9年の基礎年金番号統合手続時に、社会保険事務所の職員が、ほぼ20年前の未加入期間である申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付するよう勧奨するとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 53 年 3 月まで
私の国民年金への加入手続と、保険料の支払いは義母にしてもらった。保険料を一括払いしてくれた義母は、昭和 59 年に亡くなっており、納付した金額など当時の状況ははっきりしない。義母がまとめて未納分を支払ってくれたと思うので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の特殊台帳、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する領収済通知書により、申立人は、昭和 55 年 6 月に初めて国民年金に加入するとともに、同年同月に、36 年 4 月から 39 年 4 月までの国民年金保険料を特例納付していること、及び時効にならない 53 年 4 月から 55 年 3 月までの保険料を過年度納付していることは確認できるが、申立期間については、いずれの記録においても国民年金保険料を納付した形跡は見当たらない。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金保険料の納付金額及びその調達方法等の納付状況が不明であるとともに、上記特例納付及び過年度納付により、申立人が国民年金の加入から 60 歳到達まで国民年金保険料を納付し続けた場合、国民年金の受給資格要件である 300 月をちょうど満たすこととなり、申立人の義母は、申立人の受給資格期間を考慮して特例納付及び過年度納付を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人及びその義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1757

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 43 年から自営業を始め、当時は忙しかったので国民年金に加入していなかったが、49 年ごろ母が国民年金への加入手続を行い、保険料も納付してくれた。また、いつごろだったかははっきりしないが、未納となっていた申立期間の保険料を納付できるとのことで、夫の分と一緒に未納分を一括で母が納付してくれたことを憶えている。納付した母は、59 年に亡くなったが、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 9 月に払い出され、同年 4 月からは国民年金保険料が納付されているものの、社会保険庁のオンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿では、申立期間の国民年金保険料が一括納付された記録は見当たらない上、申立人の母親が申立人と一緒に一括納付したとする申立人の夫についても、申立期間の保険料は未納とされている。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金保険料の納付金額及びその調達方法等の納付状況が不明であるとともに、申立人は昭和 49 年 4 月から国民年金保険料を納付しており、60 歳到達まで国民年金保険料を納付し続けた場合 345 か月となり受給資格要件を満たすことから、特例納付をしなければ受給資格要件を満たさなかった申立人の夫と異なり、あえて特例納付をする必要はなかったと考えられる。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 54 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 54 年 9 月まで

私が国民年金に初めて加入したのは昭和 52 年 3 月ごろで、母が代わりに加入手続をし、私と姉の国民年金保険料を納付してくれた。その母は既に亡くなっている。

所持している年金手帳の国民年金欄に初めて被保険者となった日が、昭和 52 年 4 月 1 日と記載されているにもかかわらず、社会保険庁は、被保険者となった日と保険料の納付を行った事実は別だと言うがその根拠が分からない。私は、申立期間以外については納付すべき保険料は、適正に納付している。

申立期間についても保険料を納付したのは間違いないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成 4 年 3 月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されるまでは国民年金の未加入期間とされ、国民年金保険料の納付はできなかったと考えられる。

また、申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金保険料と一緒に申立人の姉の国民年金保険料も納付していたと供述しているが、申立人の姉についても申立期間の国民年金保険料は未納であることが確認できる。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、申立人は国民年金の保険料納付に関与しておらず、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料の納付

状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月から11年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月から11年2月まで

私は、国民年金に加入して、申立期間の保険料を納付書で納めているはずである。

私の住んでいる市は、税金の督促を行っており、私はそれに従って納付しているが、市が国民年金について7年間も催促や督促をしていないとは考え難い。そもそも国民年金に加入し、1回も保険料を支払わない人はまずいない。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、平成13年4月3日に、申立人が元年9月から2年4月まで勤務した事業所の厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、基礎年金番号に国民年金手帳記号番号が統合された記録及び別の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、申立期間は基礎年金番号が付番されるまでは国民年金の未加入期間であったと考えられ、申立人が供述するような国民年金保険料の督促等がなされることは考え難い。

また、申立人が国民年金に加入した平成13年4月に、その時点で最大限さかのぼって納付することが可能な11年3月の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立期間は時効によりさかのぼって納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、平成3年に国民健康保険の加入と同時に国民年金の加入手続をしたと供述しているが、申立人が居住するA市役所の記録では、申立人が国民健康保険に加入したのは11年2月1日であることが確認できる上、申立人が国民健康保険に加入する前は申立人の父親の健康保険の被扶養者で

あったことが確認できる。

加えて、申立人及びその両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 9 月 3 日から 23 年 3 月 27 日まで
② 昭和 23 年 12 月 1 日から 24 年 3 月 13 日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を得た。申立期間①については、A社B出張所に勤務していた期間であり、また、申立期間②については、同社C支店で勤務していた期間である。

勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持している手帳の記載内容から、期間の特定はできないものの、申立人が当該期間にA社B出張所で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が所持しているA社における厚生年金保険被保険者証により、申立人は昭和 23 年 3 月 27 日に同社C支店で被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人は同社B出張所に係る別の被保険者証を所持していた記憶が無いと供述している。

また、当該事業所は、昭和 25 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は所在不明である上、連絡が取れた当該事業所の元従業員からは、申立人が当該事業所に勤務していたことをうかがわせる供述を得られなかったことから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できず、同名簿の当該期

間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の被保険者記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間②については、社会保険事務所が保管するA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人は、昭和23年3月27日に当該事業所に係る被保険者資格を取得、同年12月1日に同資格を喪失した後、24年3月13日に同資格を再取得し、同年5月10日に同資格を再喪失していることが確認できる上、当該期間前後の被保険者期間の当該事業所に係る健康保険の整理番号は相違していることが確認できる。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は死亡しており供述を得ることができず、関連資料が無い上、連絡が取れた当該事業所の元従業員は高齢等のため供述を得ることができないことから、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

3 申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年3月1日から27年2月1日まで
② 昭和28年8月27日から31年6月1日まで

申立期間①については、A社に約1年間勤務し、申立期間②については、B社に約3年間勤務していた記憶があるが、両事業所とも厚生年金保険の加入記録が勤務した期間より短期間となっている。確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、申立期間当時にA社に勤務していたと申し立てているが、当該事業所に勤務していた期間の記憶が明確でなく、一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していない上、社会保険事務所の記録により、当該期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる同僚に照会したものの、回答が得られないため、申立人の勤務実態等について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録により、当該事業所は昭和29年2月2日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は所在が不明のため、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿では、当該期間において申立人の被保険者記録は確認できず、同名簿において当該期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間②については、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚

生年金保険被保険者名簿の記録により、当該事業所は昭和 28 年 8 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同日に在籍していた申立人を含む被保険者全員が厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人と同時に退職したという同僚は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日から間もない昭和 28 年 9 月 2 日に C 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、「B 社の倒産により、全員が退職した。私は申立人より先に C 社に入社し、申立人は、しばらく別の会社で臨時雇用として働いていた。」と供述していることを踏まえると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった時期に、申立人が当該事業所を退職している可能性がうかがえる。

さらに、当時の事業主は既に死亡している上、関連資料も無いため、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月 1 日から平成 3 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に運転手として勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

申立事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主の回答及び社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人が名前を挙げる同僚の被保険者記録が確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該被保険者名簿によれば、申立人より先に入社し、仕事を教わったとして申立人が名前を挙げる二人の同僚のうち一人は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、厚生年金保険の適用については分からない。試用期間があり、その期間は人によって異なり、1年間の人もいれば最後まで厚生年金保険に加入しない人もいた。」と供述し、資格取得日が昭和 62 年 11 月 1 日であることが確認できる他の一人は、「私は2か月か3か月のアルバイト期間を経て正社員になった。従業員の出入りが激しく試用期間はあったと思う。申立人は私が入社して大分後に入ってきた。厚生年金保険の適用については分からない。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、すべての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録では、申立人の

申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿及びオンライン記録において、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、当時の事業主は、「以前、申立人から年金受給のために記録確認の依頼があったが、当時保管していた社会保険台帳では、申立人の記録は確認できなかった。しかし、当該資料は、現在は保存していない。」と回答しており、申立期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実を確認することができない。

なお、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によれば、申立期間において申立人の記録は確認できない上、申立期間中である昭和60年12月9日から61年6月6日までの間、雇用保険の基本手当を受給していること、及び平成元年2月1日に別の事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 21 日から同年 5 月 21 日まで

A社からB社に転職したが、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険が未加入期間となっている。

転職に際しては、1日も休むことなく継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人にA社からB社への転職を勧めたとする同僚の供述から、申立人が、申立期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によれば、申立人は、昭和 60 年 4 月 20 日にA社を離職し（厚生年金保険被保険者資格の喪失日は離職日の翌日）、同年 5 月 21 日にB社の被保険者資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険被保険者記録と一致している。

また、社会保険庁のオンライン記録（被保険者記録照会回答票）によれば、申立人に、A社からB社への転職を勧めた上記の同僚は、申立人と同様に、転職に際しては、1日も休むことなく継続勤務したと供述しているものの、昭和 59 年 9 月 21 日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年 10 月 1 日にB社に係る同被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主に照会しても回答は無い上、申立人が当該事業所に転職する際に人事担当者であったとして名前を挙げる上司も、その所在が確認できず供述を得ることができないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から平成 2 年 11 月まで

A社において総務及び経理担当として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料は給与から控除されていたはずであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の総務担当責任者（事業主の妻）及び申立人が名前を挙げる同僚の供述、並びに申立期間の一部の期間において公共職業安定所の雇用保険被保険者記録が確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が名前を挙げる複数の同僚は、「入社当時、申立人は既に高齢だったので、嘱託職員だったのでないか。短期間で辞めたという記憶がある。」、「年齢から定年を過ぎており、正社員でないと思うが、身分や厚生年金保険の適用についての記憶は無い。」と供述している上、当該総務担当責任者は、「関連資料は残っていないものの、当社では、当時、60歳定年制を採用しており、62歳の申立人を厚生年金保険被保険者の対象としなかったのではないか。」と回答しており、当該事業所では、入社したすべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録（被保険者資格記録照会回答票）によれば、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿及びオンライン記録において、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によれば、申立期間におい

て、申立人は当該事業所のほかに、4事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はなく、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月12日から同年7月25日まで

A社が閉山した後、同社の関連会社であったB社が経営するC社に就職し運転手として勤務していた。健康保険証をもらった記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の当時の事務担当者の供述、及び社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人が名前を挙げる複数の同僚の被保険者記録が確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所の複数の事務担当者は、「乗務資格のある運転免許証を持っている者は、入社後すぐに運転業務に従事していたが、3か月程度の期間を経てから社会保険に加入させていた。」、「まれに乗務資格のある運転免許を所持していない者が入社することがあったが、その場合は同資格を取得するまで乗務することはできないため、社内で他の業務に従事しており、その期間は試用期間とされていた。試用期間は、社会保険に加入させていなかったと思う。」と供述しており、当該事業所では、社員を入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

また、申立人が所持する運転免許証には、申立人が昭和40年5月26日に乗務資格の運転免許を取得したことが記載されており、申立期間のうち、同日より前の期間については、申立人は乗務することができなかったものと考えられる。

さらに、当該被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における整理番号に欠番が無いことから、申立

人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、後継事業所であるD社に照会しても、同社総務部は、「昭和44年以降の記録しかなく、申立期間に係る関連資料は一切残っていない。」と回答している上、事業主も既に死亡しており聴取することができないことから、申立期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月1日から58年7月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B営業所に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。
当時の上司及び同僚の名前も記憶しており、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立人が、申立期間の一部を含む昭和56年9月1日から57年9月5日までの期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の事業主（死亡）の妻に照会した結果、申立期間当時、同社ではB市及びC市に営業所を開設していたと回答しているものの、社会保険事務所の記録によれば、両営業所は、厚生年金保険の適用事業所として記録が確認できない上、申立期間当時、A社で唯一厚生年金保険の適用事業所となっているD本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人がA社B営業所に勤務していた時の所長及び同僚として名前を挙げた者についても、当該被保険者名簿において被保険者記録は確認できない上、同名簿において被保険者記録が確認できる者のうち、連絡が取れ、当時の勤務事情について供述が得られた二人は、申立期間当時、いずれもC営業所で勤務していたと供述しており、一人は「当時、社会保険及び経理事務はすべてD本社の社長が行っていた。」と供述しており、他の一人は、「当時、固定

給のほかに歩合給による営業職の契約社員も在籍しており、厚生年金保険に加入していなかった社員もいたと思う。」と供述していることを踏まえると、A社では、すべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった可能性がうかがえる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、上記の申立人に係る雇用保険被保険者期間において、社会保険庁のオンライン記録では、昭和56年9月から同年12月までに係る国民年金保険料は納付されており、57年1月から同年9月までの当該保険料は未納となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 3 月 31 日から 19 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所にA社B鉱業所における厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について被保険者記録が無い旨の回答があった。私は、当該期間も同社B鉱業所C坑で坑内現場係員として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録により、申立人が同社B鉱業所に昭和 17 年 4 月 9 日に入社し、21 年 8 月 15 日まで勤務していたことが確認できること、及び同僚の一人が、「申立人は、申立期間においてもA社B鉱業所C坑で坑内員として一緒に働いていた。」と供述していることにより、申立人が、申立期間に同事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記の同僚の供述から、当該同僚は昭和 17 年 4 月ごろから勤務していたことがうかがえるところ、社会保険庁のオンライン記録によると、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、19 年 10 月 1 日となっており、申立期間における被保険者記録は確認できない。

また、社会保険庁が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、同事業所において昭和 18 年 3 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、19 年 6 月 1 日に同資格を再取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所は申立期間当時の厚生年金保険関係書類を保管していない上、同僚からも、申立期間における厚生年金保険の適用状況に関する具体的な供述が得られないことから、申立期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたか否かについて記憶していない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1657

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 3 月 30 日から 28 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間を含めて、A社に私の妻と一緒に勤めていた。妻は昭和26年4月に退職したが、私は、その後も引き続き勤めていた。

証明できる資料は無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は所在が不明であること、及び申立人が名前を挙げた同僚3人のうち二人は、個人の特定ができず、別の一人については連絡先が不明である上、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間に被保険者記録が確認できる同僚二人に対して照会したが、回答が得られないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月から 52 年 3 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があったが、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した社員名簿、及び申立人が名前を挙げた3人を含む、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により名前が確認できた同僚5人の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間途中の昭和 51 年 9 月 1 日から同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時、業務多忙のため臨時雇用の従業員がいた。申立人に係る社員名簿には、正社員であれば記載されている扶養家族、厚生年金保険記号番号等が記録されておらず、申立人は厚生年金保険に加入していない臨時雇用であった可能性がある。このほかに申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、上記5人を含む同僚6人も、申立期間当時、厚生年金保険に加入していない臨時雇用の従業員がいたことなどを供述している。

また、上記被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 5 月 1 日から 52 年 5 月 2 日まで
(A 医院)
② 昭和 52 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
(B 病院)

高校を中退し、C市のA医院、D県のB病院（現在は、E病院）に勤務していた期間の一部について厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかった。保険料が給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が、「昭和 51 年春ごろにA医院に入り、国家資格取得のため、通信教育を受けながら勤務していた。」と供述しているところ、社会保険事務所が保管するA医院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により名前が確認できた同僚は、「見習期間の途中で社会保険に加入した。」、「専門学校に通いながら国家資格を取るまでは見習期間で、その期間は社会保険は無かった。」と供述しており、事業主は、すべての従業員について雇用当初から厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった事情がうかがえる。

また、上記被保険者名簿では、申立人は昭和 52 年 5 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、当該記録は厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の払出日と合致しており、申立期間①における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間①における雇用保険被保険者記録は確認できず、雇用保険被保険者記録が確認できる期間と申立人のA医院における厚生年金保険

被保険者期間は符合する。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、A医院は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡しており、事務担当者とも連絡が取れないことから、当時の事情を聴取することができない。

- 2 申立期間②について、社会保険事務所が保管するB病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和52年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立期間②における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない

また、申立期間②における雇用保険被保険者記録は確認できず、雇用保険被保険者記録が確認できる期間と申立人の当該病院における厚生年金保険被保険者期間は符合する。

さらに、申立人が名前を挙げた複数の同僚の被保険者記録が上記被保険者名簿で確認できるが、聴取できた同僚3人からは、当該病院における被保険者記録を有する申立人が申立期間においても勤務していたことを推認できる供述や厚生年金保険料控除についての具体的な供述は得られない。

加えて、E病院は、「当時の事務長も退職しており、30年以上前の記録は保管されておらず、当時の社会保険事務の詳細は不明である。」と回答している。

- 3 申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月から26年12月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A協同組合連合会のB支部に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、A協同組合連合会が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和22年11月2日であり、申立期間のうち、同年4月から同年11月1日までの期間については厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、同連合会B支部については、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、A協同組合連合会は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも連絡先不明のため照会することができない上、申立期間において同連合会の厚生年金保険被保険者記録が確認できる4人は、いずれも、「申立人に係る記憶は無く、私の勤務地はC市であったので、B支部のことは分からない。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができないほか、申立人が同連合会B支部の同僚として名前を挙げた者4人については厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、申立人のA協同組合連合会及び同連合会B支部における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、社会保険事務所が保管するA協同組合連合会の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険

の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から 46 年 10 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）C工場内において、D社の従業員として勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。同事業所に同時期に勤務していた妻には、厚生年金保険の被保険者記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により被保険者記録が確認できる申立人の妻の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、当該事業所では、「弊社が保管する昭和 39 年 2 月以降の厚生年金保険の被保険者記録では、申立人の被保険者記録は確認できない。また、申立人に係る関係資料等も保存していないことから、申立ての事実について確認することができない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚 4 人に聴取したところ、うち 3 人は、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用については分からない。」、残りの一人は、「申立人に係る記憶は無い。申立期間当時、D社の従業員 200 人弱がA社C工場内において勤務していたが、従業員の入退社が激しく、厚生年金保険の適用については希望を聞いていたと記憶している。」と供述しているほか、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間において被保険者数が最も多い月は昭和 46 年 5 月の 95 人であることが確認できることから、当時、同事業所では必ずしもすべての従業員について厚生年金保険被保険者資格を取得さ

せる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。